

従業員の扶養親族のマイナンバーを収集する際の注意点

TKC 近畿兵庫会 神戸中央支部 税理士 宮崎 敦史

源泉徴収関係（扶養控除等申告書）では、扶養親族の本人確認は従業員自身が行いますが、国民年金の第3号被保険者届のように、手続きによっては扶養親族等のマイナンバー取得時に会社が本人確認する必要があります。また従業員の本人確認とは必要な書類が異なります。

1、会社が扶養親族等の本人確認をするのはどんなときでしょう？

手続きによっては、次のように扶養親族等の本人確認を従業員が行うのか、会社が行うのかによって異なってくる場合があります。

(1) 従業員が『扶養控除等申告書』を提出する場合

扶養親族に係る本人確認は、申告書の提出義務者である従業員自身が行います。このため会社は『扶養控除等申告書』に記載された配偶者や扶養親族の本人確認を行う必要はありません。

(2) 国民年金の第3号被保険者の届出の場合

従業員は「代理人など」の立場になります。この場合、会社が配偶者の本人確認を行うこととなり、下記の書類が必要になります。従業員のマイナンバー取得時の本人確認とは異なりますので注意してください。

① 従業員が代理権者であることを確認できる書類（配偶者との続柄が記載されている戸籍謄本や世帯全員の住民票あるいは本人の健康保険証）

※原則は委任状とされています。今後、他の書類による本人確認の方法などが新たに示される可能性があります。

② 代理人である従業員の身元確認（代理人の個人番号カード、運転免許証）

③ 本人（第3号被保険者）の個人番号カード、通知カードなど

(参考資料：『Q&A 中小企業のためのマイナンバー制度実務対応ガイドブック』TKC 出版)